

国民年金からのお知らせ

# 国民年金保険料 納付免除・猶予制度

国民年金保険料の免除・猶予申請ができる期間が改正され、免除・猶予の申請期間と特例免除の対象期間が拡大されました。

## ◆改正の内容

◎**免除・猶予の申請期間の拡大**  
申請時点から2年1か月前まで、さかのぼって申請できるようにになりました。

※申請が遅れると、万一、障がいを負ったり死亡した際に、障害年金や遺族年金を受けられない恐れがあります。申請はすみやかにお願いします。

◎**特例免除の対象期間の拡大**  
災害や失業などがあった月の前月から翌々年6月までの期間について特例免除を申請できるようにしました。  
災害や失業などの理由により保険料の納付が困難な時は、

前年所得にかかわらず特例免除を受けることができます。

※世帯主や配偶者がいる場合は、世帯主や配偶者が所得条件を満たしているか、失業などの特例に該当している必要があります。

## ◆免除・猶予制度

◎**免除申請(全額または一部)**  
本人、配偶者、世帯主の前

年所得が一定額以下の場合に申請手続きをすると、保険料の納付が全額または一部免除になります。

## ◎若年者納付猶予申請

30歳未満で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きをすると、保険料の納付が猶予されます。

## ◎学生納付特例申請

学生で、本人の所得が一定額以下の場合に申請手続きをすると、保険料の納付が猶予されます。

## ◆追納をお勧めします

免除された期間があると、受け取る年金額は全額納付したときに比べ少なくなります。これらの期間は、10年以内であれば古い期間から順に納付(追納)することができます。ただし、免除や猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

## ■お問合せ

・下館年金事務所  
☎0296(25)0829  
・保険年金課 岩井仮設庁舎  
内線1734

## 免除・猶予対象となる所得基準

本人、世帯主、配偶者、それぞれの前年所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要です。

区分	計算式
全額免除	(扶養親族の数+1)× 35万円+22万円
4分の3 免除	78万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
半額免除	118万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
4分の1 免除	158万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
若年者 納付猶予	本人、配偶者の前年所得が全額免除と同額の計算式で算出した金額の範囲内であること
学生 納付特例	本人の所得額が半額免除と同額の計算式で算出した金額の範囲内であること

※離職者、震災・風水害などの被災者のかたは所得に関係なく該当する場合があります。

※上記以外でも、障害年金や生活保護法による生活扶助を受けているときは、届出により「法定免除」となります。